

令和7年2月6日

関東運輸局報(令和6年10月10日第2008号)「情報」の掲載内容の訂正について

平素は国土交通行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

関東運輸局報(令和6年10月10日第2008号)に掲載いたしました「情報」において、一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分を取り消しましたので、関係する掲載内容を訂正いたします。

(お問い合わせ)

関東運輸局自動車監査指導部

自動車監査官(旅客担当)

担当者: 寿江島、兼堀

電話: 045-211-7271

訂正版

※処分を取り消したため。

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240903	株式会社楽達JAPAN(法人 番号9120001198680) 代表者 李 宏阳	東京都葛飾区 西水元3-3-19	東京営業所	東京都葛飾区 西水元3-11-10	輸送施設の使用停止(170日車)	道路運送法第25条	令和6年2月19日、令和6年2月20日及び令和6年3月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運転者の制限違反(運送法第25条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	23	17
20240910	鈴木 隆志	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年5月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（令和6年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により 付された違反点数)
20240903	株式会社楽達JAPAN(法人 番号9120001198680) 代表者 李 宏阳	東京都葛飾区 西水元3-3- 19	東京営業所	東京都葛飾区 西水元3-11 -10	輸送施設の使用停止(170日車)	道路運送法第25条	令和6年2月19日、令和6年2月20日及び令和6年3月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運転者の制限違反(運送法第25条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	23	17
20240903	土屋 敏夫	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	輸送施設の使用停止(60日車)	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和4年度分の負担金を納付せず、令和6年1月11日付け関自旅二第1793号による負担金納付命令(納付期限令和6年2月10日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)	6	6
20240910	鈴木 隆志	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年5月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について (関東運輸局集計)[令和6年9月末現在]	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について (関東運輸局集計)[令和6年9月末現在]	… 3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について (令和6年9月分)	… 6

様式3-①

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(関東運輸局集計)  
[令和6年9月末現在]

(3)違反点数20点超事業者の概要

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
千葉	有限会社松尾タクシー(千葉県山武市)	37	【本社営業所】 無許可経営(道路運送法第4条)他9件 [令和5年12月12日]

問い合わせ先  
 自動車運送事業安全監理室: 武藤・堤  
 電話: 045-211-7271  
 FAX: 045-201-8804  
 配布先: 関東運輸局記者会  
 (ハイタク等専門紙)

様式3-②

**一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(関東運輸局集計)**  
**[令和6年9月末現在]**

(3) 違反点数20点超事業者の概要

運輸支局等	事業者名及び所在地	累積違反点数	主な違反行為(違反条項)及び処分年月日
東京	株式会社マエダオート(東京都世田谷区)	44	<b>【本社営業所】</b> 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他11件 [令和4年4月5日]
			<b>【本社営業所】</b> 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)他2件 [令和6年3月19日]
神奈川	羽田空港交通株式会社(神奈川県川崎市川崎区)	50	<b>【木更津営業所】</b> 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他10件 [令和6年1月16日]
			<b>【羽田営業所】</b> 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他12件 [令和6年3月5日]

埼玉	株式会社美杉観光バス(埼玉県飯能市)	47	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他13件 〔令和5年3月28日〕
			【東京営業所】 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) 〔令和5年4月4日〕
			【大阪営業所】 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)他2件 〔令和5年7月4日〕
千葉	有限会社コスモ交通(千葉県君津市)	24	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他5件 〔令和5年6月20日〕
茨城	平川観光株式会社(茨城県猿島郡境町)	50	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他14件 〔令和5年6月20日〕
茨城	有限会社あやめ交通(茨城県潮来市)	44	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他6件 〔令和6年1月23日〕
茨城	有限会社内原交通(茨城県水戸市)	31	【本社営業所】 運送引受書交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)他10件 〔令和6年3月26日〕

千葉	有限会社埼東観光(千葉県成田市)	44	【本社営業所】 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)他18件 〔令和6年7月2日〕
千葉	ニュー恒容交通株式会社(東京都大田区)	33	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他4件 〔令和4年9月21日〕
			【本社営業所】 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)他10件 〔令和6年8月20日〕
東京	金成商事株式会社(東京都足立区)	24	【本社営業所】 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)他9件 〔令和6年8月27日〕



訂正版

※処分を取り消したため。

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240903	株式会社楽達JAPAN(法人 番号9120001198680) 代表者 李 宏阳	東京都葛飾区 西水元3-3-19	東京営業所	東京都葛飾区 西水元3-11-10	輸送施設の使用停止(170日車)	道路運送法第25条	令和6年2月19日、令和6年2月20日及び令和6年3月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運転者の制限違反(運送法第25条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	23	17
20240910	鈴木 隆志	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年5月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)